

第16章 準備書についての市長の意見

「（仮称）農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業（道の駅）環境影響評価準備書」について、「さいたま市環境影響評価条例」第19条第1項の規定に基づき、さいたま市長から提出された意見は、以下のとおりである。

意 見 書

さいたま市環境影響評価条例第19条第1項の規定により、（仮称）農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業（道の駅）環境影響評価準備書について、下記のとおり意見を述べます。

記

（仮称）農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業（道の駅）に関する環境影響評価書（以下「評価書」という。）については、次の事項を勘案して作成すること。

1 全体事項

- (1) 準備書では誤記載、不明瞭な表現が散見されていることから適切に修正するとともに、評価書の作成にあたっては、最新の資料を確認し、簡潔明瞭かつ分かりやすい表現、図表とすること。
- (2) 公聴会や意見書において、事業実施に関する意見が多く寄せられているため、評価書の作成にあたっては、意見内容を真摯に受け止め、周辺環境に十分配慮したものとすること。

2 騒音、振動

- (1) 建設機械の稼働に伴う騒音源（ユニット）位置の設定について、振動の配置と合わせ、適切な位置で予測評価すること。
- (2) 建設機械の稼働に伴う事後調査地点について、道路側だけではなく、敷地南側の住宅側での実施も検討すること。

3 水質、水象

- (1) 污水排水処理方法について、「合併浄化槽」と「合併処理槽」の文言が混在しているため、名称を「合併処理浄化槽」に統一すること。
- (2) 施設供用時における河川流量等への影響の回避・低減措置として、利用者に節水を委ねるのではなく、給水施設に節水技術を導入するなどの措置を検討すること。
- (3) 施設の供用に伴う水質への影響は、予測された将来の生物化学的酸素要求量の75%値で評価していることから、現況値と将来値との比較を行う場合には、現況の生物化学的酸素要求量の75%値を用いて評価すること。

1 1 地域交通

- (1) 供用後の施設関連車両の整備、点検の徹底については、施設利用者の一般車両も含まれていると誤認するおそれがあるため、記載方法について検討すること。
- (2) 施設関連車両の走行に伴う環境保全措置において、施設利用者に対する具体的な啓発方法を明らかにすること。

(4) 河川流量及び生活環境項目(生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、溶存酸素量等)の調査実施時期の設定について、その根拠を明らかにすること。

4 地盤

事業実施区域が軟弱地盤であると考えられることから、特に造成工事時は、地盤への影響を留意しながら圧密モニタリングを行うこと。

5 動物

保全すべき動物種の措置として、代償措置を実施する記載が一部あるが、実際は代償措置を行う動物種はいないため、適切な表現に訂正すること。

6 植物

(1) 埼玉県レッドデータブックが令和7年度更新予定のため、評価書作成時は最新版を参考にすること。また更新に伴い、ウスゲチョウジタデが絶滅危惧Ⅱ類から解除されるが、保全措置は継続するべきである。

(2) 最も配慮が必要なウスゲチョウジタデについては、具体的な移植先や移植方法を検討すること。

7 生態系

準備書要約版において、環境の保全のための措置が簡略化された内容となっているため、本編に準じた表現にすること。

8 景観

予測結果の将来図に示される建物のイメージ像について、住民が分かりやすいように、より現実に即した形で提示するのが望ましい。

9 廃棄物等

(1) 建設発生土については、最新の法令等に対応し、適正な処理を行う計画とすること。やむを得ず事業実施区域内で再利用できない場合、盛土規制法の許可等の確認や最終搬出先までの確認の実施について、記載すること。

(2) 施設の稼働に伴って発生が想定される一般廃棄物を明確にし、種類ごとのリサイクル方法又は処分方法を整理するとともに、可能な限り環境影響の低減を図ること。

10 コミュニティ

自動車交通発生に伴うコミュニティ施設への交通の影響については、交通手段を明確にするとともに、手段別に評価結果を記載すること。